

守口市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後、週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助する守口市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者
- (2) 補助金の申請を行う日の属する年度の4月1日までに、法第34条の8第2項の規定による届出を市長に提出している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第18号）に規定する基準を満たす事業であって、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙に定める放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業
- (2) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
- (3) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）（国実施要綱別添4の3(1)①の事業に限る。）
- (4) 小規模放課後児童クラブ支援事業
- (5) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する基準額と同条に規定する対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額以下で市長が定める額とする。ただし、別表の区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前申出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに、守口市放課後児童健全育成事業補助金事前申出書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、守口市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書に市長が別に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、守口市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、守口市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、国及び大阪府による子ども・子育て支援交付金の交付決定がされる前に第1項の規定による交付決定をすることができる。

(補助金の概算払の請求等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める額の全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第一四半期(4月1日から6月30日までの間をいう。以下この号において同じ。)経過後 前条第1項の規定により交付決定をした補助金の額を、当該交付決定を受けた年度において補助対象事業を実施する月数(1月に満たない端数

が生じた場合は、これを1月とする。)で除して得た額(以下この項において「1月当たり補助金額」という。)に、第一四半期において補助対象事業を実施した月数(1月に満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を乗じて得た額

(2) 第二四半期(7月1日から9月30日までの間をいう。以下この号において同じ。)経過後 1月当たり補助金額に、第二四半期において補助対象事業を実施した月数(1月に満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を乗じて得た額

(3) 第三四半期(10月1日から12月31日までの間をいう。以下この号において同じ。)経過後 1月当たり補助金額に、第三四半期において補助対象事業を実施した月数(1月に満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を乗じて得た額

2 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期間内に守口市放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

第11条 交付事業者は、補助金の交付決定後、第7条の規定による申請の内容を変更する場合には、市長が別に定める日までに、守口市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、守口市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書により当該交付事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに守口市放課後児童健全育成事業補助金交付事業実績報告書に当該補助対象事業に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該報告書の提出があった日から起算して30日以内に当該交付事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付事業者は、第10条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が前条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、守口市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書を市長へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 交付事業者は、第10条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が第13条の規定による確定額を超えるときは、その超える額について、市長が別に定める日までに市長へ返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付事業者へ交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第19条 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は交付事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第20条 交付事業者は、経理の状況を常に明確にし、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、守口市放課後児童健全育成事業補助金主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

(事前申出の特例)

2 市長が指定する守口市立小学校又は守口市立義務教育学校の通学区域内で法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行おうとする場合における第6条の規定の適用については、同条中「交付を受けようとする年度の前年度の9月末日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第6条の規定は、令和6年度分の補助金の交付を受けようとする者については、適用しない。

3 改正後の別表第2の規定は、令和6年4月1日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の守口市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用し、同日前に要した補助対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	事業	基準額	対象経費
放課後児童健全育成事業(特定分)	放課後児童健全育成事業	子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日こ成事第481号）の別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）の別紙に定める放課後児童健全育成事業の基準額。この場合において、国交付要綱中「児童の数」又は「児童数」とあるのは、「守口市内に居住する児童の数」とする。	国実施要綱に定める放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
	放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	国交付要綱の別紙に定める放課後児童クラブ支援事業の基準額（障害児受入推進事業分に限る。）	国実施要綱に定める放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の実施に必要な経費
	放課後児童クラブ支援事業（放課後児童	国交付要綱の別紙に定める放課後児童クラブ支援事業の基準額（放課後児童クラブ運営支援事業の賃借料補助分に限る。）	国実施要綱に定める放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の実

	クラブ運営支援事業)		施に必要な経費（賃借料にかかるものに限る。）
放課後児童健全育成事業（一般分）	小規模放課後児童クラブ支援事業	国交付要綱の別紙に定める小規模放課後児童クラブ支援事業の基準額	国実施要綱に定める小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（その他分）	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	国交付要綱の別紙に定める放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の基準額	国実施要綱に定める放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費